平成２４年（フ）第２５４０号
名古屋市中川区万町1101番地　セジュール加藤202号
債務者　江崎　孝行
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４号
兵庫県姫路市青山４丁目20番20―303号　青山ＮＫマンション
債務者　千葉　國浩
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８５号
兵庫県姫路市青山４丁目20番20―303号　青山ＮＫマンション
債務者　千葉真由美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９５号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台８丁目11番地　メゾン・リヴィエ301号
債務者　岩野　亜紀
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４１号
福岡県久留米市長門石４丁目９番21号
債務者　福塚　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２５号
北海道余市郡余市町黒川町15丁目12番地14
債務者　稲垣　孝子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７５６号
宮城県柴田郡柴田町槻木新町１丁目７番12号　パークサイド・ＳＣ　Ａ棟１号、申立時の住所宮城県名取市相互台東２丁目３番地の10
債務者　小野　智子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
仙台市宮城野区福住町４番地の10
債務者　二瓶　　實
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
仙台市青葉区台原５丁目13番37―101号、住民票上の住所仙台市青葉区西花苑２丁目８番８号
債務者　照井　英樹
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
仙台市宮城野区高砂１丁目177番地の１　グラン・コート高砂ステーション705
債務者　藤澤　道一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
福島市渡利字大久保70番地の１　大久保荘８号
債務者　遠藤　　護
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
福島県伊達市霊山町掛田字下屋敷47番地９、従前の住所福島県伊達市霊山町下小国字畑尻72番地
債務者　森藤　一弘
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
茨城県神栖市知手210番地29知手住宅Ｄ棟
債務者　永田　高司
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１２号
茨城県鹿嶋市大字津賀758番地１　山本アパートＤ
債務者　木名瀬　弘
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１０６２号
千葉県八千代市米本2266番地５　キャッスルマキ米本102号、申立時の住所千葉県八千代市保品1035番地１
債務者　相原　俊也
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６７号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番９棟301号
債務者　樋口　真美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
千葉市中央区大森町478番地
債務者　初芝　年明
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係